公立千歳科学技術大学公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費を使用する上での本学の教職員としての行動の指針を明らかにするものである。

- 1. 本学の教職員は、一人ひとりが、「人格に優れ、次代の日本を担う自立心と人間力に満ちた社会人を育成する大学」という本学の基本理念と高い倫理観とに基づき、研究費の使用にあたって、法令や関係規則および学内の諸規程を遵守する。
- 2. 本学の教職員は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、不正及び不適切な使用を行わない。
- 3. 本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な使用を防止するために、透明かつ現実性のある管理・監査体制を整備する。
- 4. 本学の教職員は、細心の注意をもって、公的研究費の適正な執行管理に努める。
- 5. 本学の教職員は、不断に不正発生の要因除去に努め、別に定める公的研究費の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動する。